

# インフルエンザ予防接種を 受けた皆さんへ

～請求締切りのお知らせ～

インフルエンザ予防接種助成事業の請求締切日等は次のとおりです。まだ請求されていない方は共済事務担当課をとおして申請してください。

期日までに請求されないと助成を受けられませんので、ご注意ください。

- ◆助成対象者 組合員およびその被扶養者 ※任意継続組合員を除きます。
- ◆助成額 1回1,000円(複数回可能)
- ◆請求締切日 令和3年2月26日(金) 共済組合必着  
※提出期限については、共済事務担当課にご確認ください。
- ◆予防接種対象期間 令和2年10月1日～令和3年1月31日
- ◆予防接種名 新型および季節性インフルエンザ
- ◆その他

- 請求方法など詳細については、「いばらき共済」令和2年9月号(No.325)および当組合ホームページ「共済組合からのお知らせ(医療健康課)」に掲載しています。
- 申請するときは、記載もれ等がないよう請求書や領収書をご確認ください。



令和  
2年度

## 歯周病検診未受診者の方へ

～歯周病検診事業を利用しましょう～

受診期限が  
迫っています

令和2年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員の皆さんへ、昨年5月に歯周病検診を無料で受けられる受診券を配付しています。

歯周病は、進行すると歯を支える骨が溶けて歯を失う原因になり、また糖尿病等の生活習慣病との関連性も指摘されている病気です。

受診期限が令和3年3月31日までとなっていますので、該当された方は5年に一度となるこの機会にご自身の健康維持のため受診しましょう。

- 対象者 令和2年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員の方(任意継続組合員の方を除きます。)  
※原則、歯の治療中の方は受診できません。
- 受診期限 令和3年3月31日(水)
- 自己負担額 無料(当組合が全額負担します。)
- 検診内容 歯周組織の検査、問診、指導
- その他 「歯周病検診受診券」を紛失した場合は再交付しますので、「歯周病検診受診券再交付申請書」を提出してください。(当組合ホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます。)



お問い合わせ先 医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413